4　資産課税

(一)　次の制度について、その適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築（住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月一五日までに行われるものに限る。）に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加することとした。（第七〇条の二及び第七〇条の三関係）

(1)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

(2)　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例措置

(二)　非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲を特別関係会社のうち認定会社と密接な関係を有する一定の者によりその株式等の過半数を保有される会社とすることとした。（第七〇条の七、第七〇条の七の二及び第七〇条の七の四関係）

(三)　自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地（環境大臣と風景地保護協定を締結しているなど一定の要件を満たすものに限る。）について、相続税の物納劣後財産に該当する場合であっても、これを物納劣後財産に該当しないものとみなす措置を講ずることとした。（第七〇条の一二関係）

(四)　相続税又は贈与税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書をその提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第七〇条の一三及び附則第七八条関係）

(五)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第七二条の二、第七三条及び第七五条関係）

(六)　利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第七七条関係）

(七)　信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を一、〇〇〇分の一・五（改正前一、〇〇〇分の一）に引き上げた上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第七八条関係）

(八)　関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減措置の適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（第八二条関係）

(九)　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の規定により国土交通大臣の指定を受けた株式会社（以下「指定会社」という。）が、平成二三年四月一日から平成二五年三月三一日までの間に、外貿埠頭公社から外貿埠頭事業に関連する一定の資産の出資を受けた場合において、当該期間内に指定会社がその出資により取得した当該資産に係る不動産の所有権の移転登記を受けるときは、その登記に対する登録免許税の税率を一、〇〇〇分の一五（本則一、〇〇〇分の二〇）に軽減する措置を講ずることとした。（第八二条の三関係）

(一〇)　認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（第八三条関係）

(1)　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長する。

(2)　都市再生特別措置法の改正に伴い、同法に規定する認定事業者が、同法に定める国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画（平成二五年三月三一日までに認定を受けるものに限る。以下「認定計画」という。）に基づき、当該認定計画に係る都市再生事業により特定都市再生緊急整備地域内で建築物をその認定後三年以内（都市再生事業のうち一定のものについては、その認定後五年以内）に建築した場合における所有権の保存登記については、登録免許税の税率を一、〇〇〇分の一・五（平成二四年四月一日以後に認定を受ける認定計画に基づき建築される建築物の所有権の保存登記については、一、〇〇〇分の二）（本則一、〇〇〇分の四）に軽減する措置を講ずる。

(二)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記の免税措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第八四条関係）

(三)　電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、特別控除の限度額（改正前五、〇〇〇円）を次のとおり引き下げた上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第八四条の五関係）

(1)　平成二四年三月三一日まで　四、〇〇〇円

(2)　平成二五年三月三一日まで　三、〇〇〇円

(三)　不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第九一条関係）

(四)　次に掲げる租税特別措置については、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　特定農業法人が遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第七六条関係）

(2)　農地利用集積円滑化事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第七七条関係）

(3)　勧告等によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第七九条関係）

(4)　認定民間都市再生整備事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八三条関係）

(5)　特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合の質権又は抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八三条の二関係）

5　消費課税

(一)　入国者が携帯又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（第八七条の五関係）

(二)　入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（第八八条の二関係）

(三)　バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置の対象に特定の未納税移出先からの移出を加えることとした。（第八八条の七関係）

(四)　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設　故意に課税対象揮発油に係る手持品課税の申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第八九条関係）

(五)　ゴムの溶剤用等の特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税措置の適用期限を撤廃することとした。（第八九条の三及び第八九条の四関係）

(六)　輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（第九〇条の四及び第九〇条の六関係）

(七)　輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第九〇条の四の二関係）

(八)　国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第九〇条の六の二関係）